○農林水産省告示第千四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　福井県大野市宝慶寺四〇字普門坂一二の一、一三、一四、一八の三、一八の乙、一九、二〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

四〇字普門坂一九・二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岩手県二戸市上斗米字川代九五の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字川代九五の一二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岩手県盛岡市繋字塗沢四五の五、四五の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字塗沢四五の五・四五の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県耶麻郡北塩原村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び北塩原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十九年九月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　福島県猪苗代町字洲走地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から只見川左岸官民地境界線に沿って標柱二号に至る線、標柱二号から標柱六号までを結んだ線及び標柱六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

福島県河沼郡会津坂下町

大字片門字窪倉前　乙八七〇番一　標柱一号

字袖川前　乙六一四番二　標柱二号

字松原　八六番　標柱三号

字向山　乙七二六番二　標柱四号

標柱五号

標柱六号

大字東松字唐松　甲二二五六番四

二　島根県八幡地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線、標柱七号から波多川右岸官民地境界線に沿って標柱八号に至る線、標柱八号から標柱九号までを結んだ線及び標柱九号と標柱一号を結んだ線に囲まれた区域

島根県出雲市佐田町大呂

二三五二番　標柱一号

二三四八番　標柱二号

二三二八番　標柱三号

二三〇四番　標柱四号

二二七四番一　標柱五号

二二六六番一　標柱六号

六四番一　標柱七号

一二二番七　標柱八号

一二六番三　標柱九号

○経済産業省告示第二百六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　茂木　敏充

中国四国産業保安監督部管内

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
株式会社ガスパル中国	代表取締役　柚木　英明	岡山県岡山市北区磨屋町3番10号	第一号認定液化石油ガス販売事業者	平成二十九年七月二十六日

○経済産業省告示第二百七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第一項第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月十一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣　茂木　敏充

中国四国産業保安監督部四国支部管内

氏名又は名称	代表者の氏名	住所又は所在地	認定の種別	認定年月日
株式会社ガスパル四国	代表取締役　柚木　英明	岡山県岡山市北区磨屋町3番10号	第一号認定液化石油ガス販売事業者	平成二十九年八月三日